

既設相模湖系導水管路（φ900mm区間）布設替えの施工順序（参考）

概要

川井接合井の上流側に位置する既設相模湖系導水管路（φ1500mm、2条）のうち、小水力発電設備及び電磁流量計が設置されているφ900mm区間は導水能力が不足しているため、φ1500mmに布設替えを行う。このとき、1条ずつ断水して布設替えを行う。断水可能な時期は、令和5年4月から令和9年3月まで（予定）とする。

凡例

	バタフライ弁・仕切弁		流量計		既設管・弁等
	電動バタフライ弁		流量計室		新設管・弁等(付帯工)
	小水力発電設備				新設管・弁等(本體工)
					別途工事

施工順序

STEP	概要	概略図
1	現況	
2	川井接合井からの逆流を防止するため、既設相模湖系導水管路（φ1500mm）の最下流に電動バタフライ弁を不断水で設置する。なお、電動バタフライ弁に係る電気工事は、別途工事とする。	<p style="text-align: center;">電動バタフライ弁設置(不断水)</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>φ900mm区間（小水力発電設備（室を含む）、電磁流量計（室を含む）、バイパス管等を含む）を、1条ずつ断水してφ1500mmの管路に布設替えする。</li> <li>(C1)川井接続管(1)と接続するためのT字管を布設し、バタフライ弁を設置する。</li> <li>超音波流量計（流量計室を含む）を設置する。原則、超音波流量計の下流7.5m及び上流15m以内に異形管又は管路断面を阻害するものがないように設置する。なお、流量計に係る電気工事は別途工事とする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">※断水可能時期は、令和5年4月から令和9年3月まで（予定）</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>(C1)川井接続管(1)を布設し、STEP3で布設したT字管と接続する。</li> <li>別途、(C2)川井接続管(2)及び(J1)川井新接合井を布設及び築造する。</li> </ul>	

※令和2年7月15日付で公表する「要求水準書（案）（令和2年7月）」においては、本別紙を適用しない。

別紙5

## 参考資料の貸与

参考資料の貸与を次のとおり実施する。

- 貸与日 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（予定）  
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- 貸与資料 貸与する参考資料は、下表のとおり

別表 参考資料一覧

番号	名称
貸与資料1	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う基本設計業務委託 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料2	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その1） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料3	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その2） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料4	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その3） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料5	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その4） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料6	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その5） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料7	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その6） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料8	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その7） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料9	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その8） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料10	西谷浄水場再整備事業に伴う測量業務委託 報告書 平成30年3月（参考）
貸与資料11	水道工事設計積算要領 令和2年4月版

- 申請期限 令和 年 月 日 午後5時まで
- 申請方法 電子メールによる資料貸与申請書（別紙5－様式1）の提出  
なお、送信者は電子メールの送信後、水道局に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- 申請先 横浜市水道局施設部建設課設計係  
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷第2分庁舎  
（電話番号） 045-331-5560

(電子メール) su-kensetsu@city.yokohama.jp

6 貸与方法 5に示す場所での直接配布

7 注意事項

- (1) 資料媒体は電子データ（DVD-R）とする。
- (2) 貸与日時については、申請者に別途通知する。
- (3) 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
- (4) 資料貸与時の質疑は受け付けない。
- (5) 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（別紙5－様式2）の原本を提出すること。
- (6) 貸与資料は、本工事に係る技術提案や入札への参加を検討することを目的とした参考資料であり、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

※令和2年7月15日付で公表する「要求水準書（案）（令和2年7月）」においては、  
本様式を適用しない。

(別紙5－様式1)

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

## 資料貸与申請書

令和 年 月 日付で公表されました「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事 要求水準書（令和 年 月）」に定められた資料の貸与を申請します。

法人名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メール	

※令和2年7月15日付で公表する「要求水準書（案）（令和2年7月）」においては、本様式を適用しない。

（別紙5－様式2）

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

住所又は

所在地

商号又は

名称

代表者

印

## 守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事」（以下「本工事」という。）に係る一般競争入札について、技術提案や入札への参加を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、令和2年7月15日付で公表されました「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事 要求水準書（令和 年月）」に定められた資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

### 第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受け、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、横浜市水道局（以下「局」という。）に対して、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指す。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等をいう。以下「第二次被開示者」という。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前2項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、局から提供を受けた全ての守秘義務対象資料は、参考のために提供されるものであり、局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

## 第2条（秘密の保持）

当社は、局から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は局の事前の承諾がある場合のほか、第三者に対し開示しません。

なお、局の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

## 第3条（善管注意義務）

当社は、局から提供された守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

## 第4条（個人情報の取扱い）

局から提供された守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により局及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により局及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

## 第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、入札への参加に至らなかった場合及び入札への参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

## 第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより局に生じた損害を賠償することを約束します。

## 第7条（書類の破棄）

- 1 局から提供を受けた守秘義務対象資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して当該資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により当該資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

## 第8条（その他）

当社は、第1条から第7条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上

## リスク分担表(案)

(共通事項)

リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担者		
		水道局	請負人	
入札・契約リスク	入札手続きリスク	1) 入札説明書、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	契約リスク	2) 水道局の事由による契約の未締結	○	
		3) 請負人の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	4) 法制度・許認可の新設・変更によるもの(本工事に直接の影響を及ぼすもの)	○	
		5) 本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	消費税変更リスク	6) 設計及び施工に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	7) 法人の利益に係る税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
		8) 本工事に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
	許認可リスク	9) 水道局の事由による許認可等取得遅延	○	
10) 上記以外の事由による許認可等取得遅延			○	
社会リスク	第三者賠償リスク	11) 水道局の提示条件、指図、行為を直接の原因とする契約期間中の事故によるもの	○	
		12) 上記以外によるもの		○
	住民対応リスク	13) 本工事の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		14) 請負人が行う業務(調査・施工)に関する地元合意形成		○
	環境リスク	15) 水道局が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16) 請負人が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	保険リスク	17) 設計及び施工段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動リスク	18) 本工事に係る、金利変動に係る費用増減リスク		○
	物価変動リスク	19) 本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
		20) 本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
その他	安全確保リスク	21) 設計及び施工における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	22) 水道局の事由による(水道局の債務不履行、埋蔵文化財の発見等)工事の中止・延期	○	
		23) 水道局の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		24) 請負人の事由による(事業破綻、事業放棄等)工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25) 本工事に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○:主負担

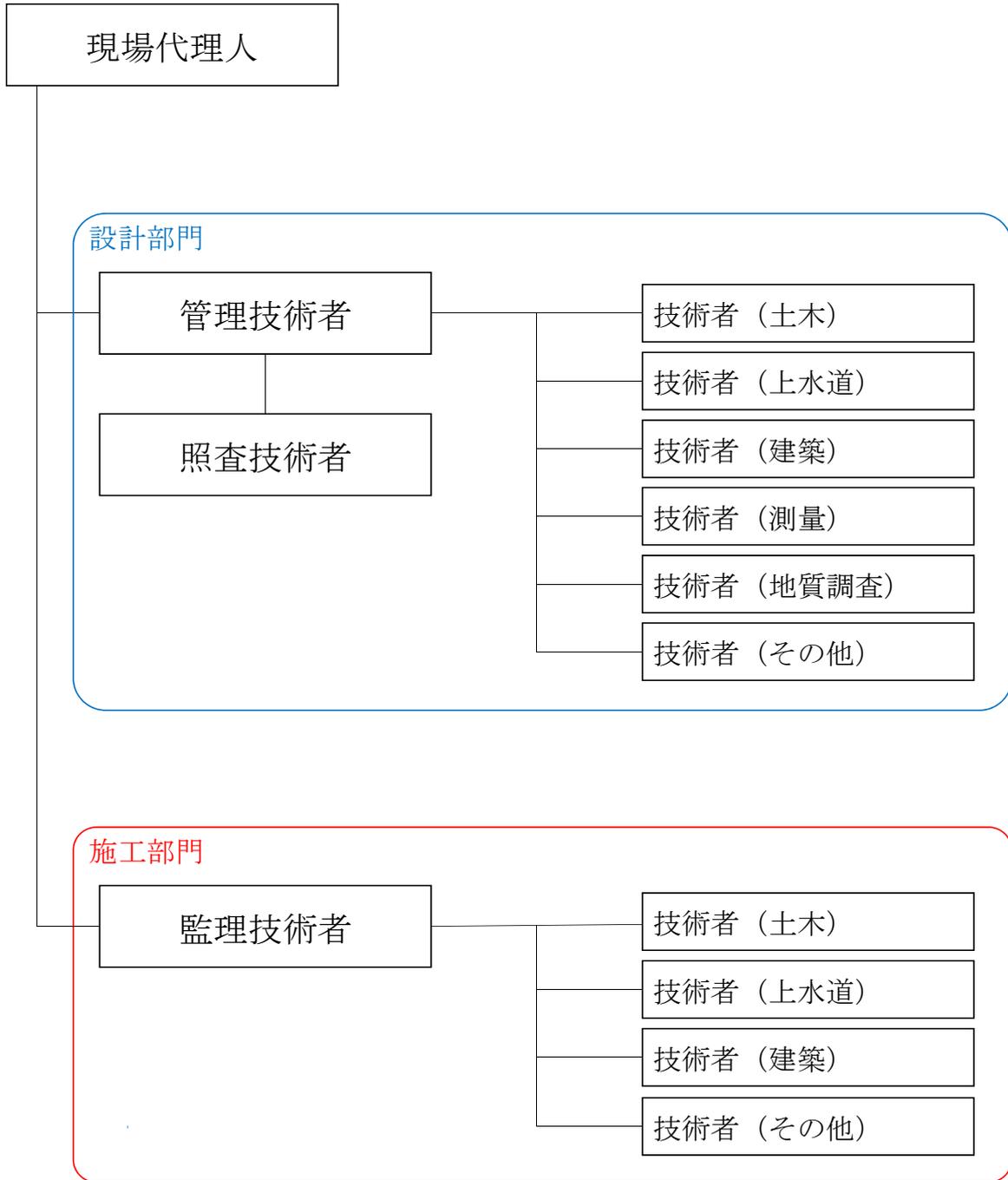
△:従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは請負人が負担し、それ以上は水道局が負担する。)

(設計・施工)

リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担者		
		水道局	請負人	
設計段階のリスク	測量・調査リスク	1) 水道局が実施した測量・調査に関するもの	○	
		2) 請負人が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	3) 水道局の事由(提示条件や配管ルート等の大幅な変更等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		4) 請負人の事由(提案の不備、請負人の事由による履行遅れ、設計不備等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
施工段階のリスク	用地リスク	5) 本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		6) 土壌汚染、地下埋設物(既存資料で把握及び想定不可能なもの)に関するもの	○	
		7) 地下埋設物(既存資料で把握及び想定可能なもの)に関するもの		○
		8) 文化財の存在に関するもの	○	
	工事遅延リスク	9) 水道局の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工事費の増大	○	
		10) 請負人の事由による工事の遅延・未完工事費の増大		○
	工事費増大リスク	11) 水道局の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		12) 想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
		13) 請負人の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	14) 要求水準不適合(施工不良を含む)		○
工事監理リスク	15) 工事の監理に関するもの	○		
	16) 工事の現場管理に関するもの		○	
引渡前損害リスク	17) 本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	

○:主負担

# 業務体制図



## 衛生管理に関する特記仕様書

平成 6 年 8 月 1 日 制定  
平成 26 年 1 月 17 日 改定

### 1 目的

本仕様書は、横浜市水道局浄水場（その所管区域内を含む。）において、工事請負、修繕工事、委託業務等（以下、「請負工事等」という。）にあたって、水道法（昭和 3 2 年法律 1 7 7 号）第 2 1 条に規定する健康診断の実施に伴う事項を定め、浄水場の衛生管理に万全を期すことを目的とする。

### 2 健康診断の対象者

健康診断の対象者は、請負工事等の作業に 5 日以上従事する者とする。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る請負工事等に従事する者については、すべて健康診断を行うものとする。

### 3 実施時期

- (1) 健康診断対象者は、請負工事等の現場着手前に健康診断を受診しなければならない。ただし、工事等の現場着手日から 3 か月前までの期間に、他で同等の健康診断を実施している場合はその証明書の提出を認める。
- (2) 第 2 回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算しておおむね 1 8 0 日ごとに行う。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る請負工事等に従事する者については、おおむね 9 0 日ごとに行う。

### 4 検査項目

健康診断は、検査実施機関の細菌学的培養検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・腸管出血性大腸菌 O157 等）によるものとする。ただし、水道局が仕様書等に特別な定めをした場合はこの限りでない。

### 5 報告

健康診断実施後は、現場着手前に健康診断報告書を水道局に提出しなければならない。

### 6 その他

- (1) 請負工事等に従事する者は、健康状態に留意するとともに、水道水が汚染されないよう、衛生管理に特段の配慮を行わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、解決にあたらなければならない。